

# 総務委員会

## I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
  - 1. 通達事項（別紙）
  - 2. 受託研究、共同研究等の受入について（研B 1号）
- 報告
  - 1. 教員の休職について
  - 2. 寄附金・学術指導の受入について（研B 2号）

## II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
  - 1. 総務委員会報告
  - 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B 1号）
  - 3. 研究費不正使用の注意喚起（研B 5号）
  - 4. 各委員会報告（教B 2号）（教B 3号）（教B 5号）（学B 1号）
  - 5. 2024年度教員評価について
  - 6. 標的型攻撃メール訓練の実施について（総B 2号）
  - 7. 進学選択の結果について（教B 4号）
  - 8. その他
    - ・ 第4回小和田記念講座の開催
- 議題
  - 1. 教員人事（別紙）
  - 2. 連携研究機構「不動産イノベーション研究センター」の再設置について（研B 3号）
  - 3. 社会連携講座「AI 相利共生未来社会講座」の設置について（研B 4号）
  - 4. 2025年度授業日程について（教B 1号）
  - 5. 東京大学総合文化研究科自然科学図書室規則の一部を改正する規則（案）について（図B 1号）
  - 6. 教授会におけるオンライン投票について
  - 7. 次期研究科長予定者の選挙について（総B 3号）
- 教員人事の内容

講 師	提 案	5 件	
准 教 授	提 案	6 件	計 1 1 件

---

### （参考）2024年10月3日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

- 報告事項
  - 1. 総務委員会報告
  - 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告
- 議題
  - 1. 教授会におけるオンライン投票について
  - 2. 教員人事（別紙）

委員会関係

教務委員会

【総務委員会報告】

- ・2024年度東京大学9月入学者数等(PEAK)について(教B5号)
- ・2024年度PEAK及落判定について

【教授会報告】

- ・2024年度Aセメスター(A1・A2ターム)定期試験の実施について(教B2号)
- ・2024年度Aセメスター(A1・A2ターム)成績報告について(教B3号)

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

- ・駒場祭期間中及び前日の車両入構規制について(学B1号)

三鷹国際学生宿舎  
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

- ・環境整備について

防災委員会

その他

## 総務委員会議事要旨（案）

日 時：2024年10月3日（木） 13:16～13:53

場 所：Zoom会議

出席者：51名

### I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

#### ○ 議題

##### 1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

### II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

#### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

#### ○ 議題

##### 1. 教員人事

研究科長から、教授会教員人事におけるオンライン投票の受付時間について、見直しを行いたい旨提案があった。

#### ○ 教員人事の内容

講 師	報 告	2 件
准 教 授	提 案	2 件
教 授	提 案	4 件

計8件

以上

## 受託研究の受入について

2024年度

2024年10月17日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
65	助教	本多 智	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(ALCA-Next)	音動的物質工学に基づく資源循環技術の創製	3,250,000	
66	准教授	小池 進介	進化認知科学研究センター	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	脳神経科学統合プログラム	数理と臨床の共創による精神疾患サブタイプのヒト病態メカニズム解明	91,000,000	・再委託 慶應義塾大学:9,100,000円 富山大学:19,500,000円 名古屋大学15,600,000円 宮崎大学:5,200,000円 熊本大学:15,600,000円
67	教授	柳原 大	生命環境(身体運動)	国立大学法人東京医科歯科大学(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	難治性疾患実用化研究事業	脊髄小脳失調症31型に対する核酸医薬開発	4,550,000	
68	教授	柳原 大	生命環境(身体運動)	国立大学法人東京医科歯科大学(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	難治性疾患実用化研究事業	新規オートファジーに着目した脊髄小脳失調症の病態解明と治療薬	1,300,000	
69	講師	福本 江利子	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	社会技術研究開発事業(RISTEX)	「責任ある」研究開発エコシステムの実現に向けたELSI支援ツールの開発	598,000	
70	教授	舘 知宏	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	創発的研究支援事業	つながるかたち:アート・自然の次元横断原理を計算可能とする	3,900,000	

## 共同研究の受入について

2024年度

2024年10月17日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
22	講師	瀬尾 秀宗	生命環境	株式会社カイオム・バイオサイエンス	ヒトADLibシステムの改良の可能性の検討	2018.4.1～2026.3.31	275,000	研究費総額:108,515,000円 2018年度:8,800,000円 2019年度:18,150,000円 2020年度:12,705,000円 2021年度:11,385,000円 2022年度～2023年度: 6,600,000円/年 2024年度:22,275,000円 2025年度:22,000,000円
50	准教授	奥野 将成	相関基礎	株式会社日立製作所	電場印加下での水素結合環境の研究	2024.10.1～2025.3.31	1,375,000	
51	特任講師 特任講師	山上 揚平 山岡 あゆち	教養教育 高度化機構	株式会社マイナビ	学生の主体的なキャリア形成支援に向けたプロセスの開発および実践と分析	2024.11.1～2025.9.30	1,000,000	
52	特任教授	茂木 健一郎	共創研究 社会連携講座	江崎グリコ株式会社	幼児の食生活と健康状態に関する研究	2024.8.1～2026.3.31	0	

寄附金の受入について

2024年度

2024年10月17日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	57	准教授	大関 洋平	言語情報	Google Asia Pacific Pte Ltd	研究等助成のため	4,319,700	研究支援経費免除
	58	センター長	川喜田 敦子	ドイツ・ヨーロッパ研究センター	Deutscher Akademischer Austauschdienst(ドイツ学術交流会)	研究等助成のため	2,267,801	研究支援経費免除
	60	教授	阿古 智子	国際社会	National Endowment for Democracy	研究等助成のため	4,434,000	
							合 計	11,021,501
						2024年度累計	94,065,296	

## 拡大教授会

- 報告事項
  1. 総務委員会報告
  2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総B1号）
  3. 研究費不正使用の注意喚起（研B5号）
  4. 各委員会報告（教B2号）（教B3号）（教B5号）（学B1号）
  5. 2024年度教員評価について
  6. 標的型攻撃メール訓練の実施について（総B2号）
  7. 進学選択の結果について（教B4号）
  8. その他
    - ・第4回小和田記念講座の開催
  
- 議題
  1. 連携研究機構「不動産イノベーション研究センター」の再設置について（研B3号）
  2. 社会連携講座「AI 相利共生未来社会講座」の設置について（研B4号）
  3. 2025年度授業日程について（教B1号）
  4. 東京大学総合文化研究科自然科学図書室規則の一部を改正する規則（案）について（図B1号）

## 教授会

- 議題
  1. 教授会におけるオンライン投票について
  2. 次期研究科長予定者の選挙について（総B3号）

- 教員人事

講	師	報	告	2件
准	教	提	案	1件
		報	告	3件
教	授	提	案	2件
		報	告	2件

計10件

委員会関係

- 教務委員会
- ・2024年度東京大学9月入学者数等(PEAK)について(教B5号)
  - ・2024年度PEAK及落判定について
  - ・2024年度A Semester (A1・A2ターム) 定期試験の実施について(教B2号)
  - ・2024年度A Semester (A1・A2ターム) 成績報告について(教B3号)

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

- 学生委員会
- ・駒場祭期間中及び前日の車両入構規制について(学B1号)

三鷹国際学生宿舎  
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

- 環境委員会
- ・環境整備について

防災委員会

その他

## 拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日 時 2024年9月19日(木) 15:00~17:51  
場 所 Zoom会議  
出席者 214名

### 議 題

#### ○ 報告事項

##### 1. 総務委員会報告

研究科長から、9月5日、9月19日開催の総務委員会について説明・報告があった。

##### 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、7月23日、9月10日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総B2号)に基づき説明・報告があった。

##### 3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B3号)(総B4号)に基づき報告があった。

##### 4. 各委員会報告

- ・奥野将成教育研究経費委員会委員長から、2024年度教育支援経費配分について、資料(経B1号)に基づき報告があった。
- ・山本芳久後期運営委員会副委員長から、令和6年度教養学部卒業生数(令和6年8月31日付)について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・柳澤実穂研究科長補佐から、2024年度防災訓練について説明があった。
- ・新井宗仁社会連携委員会委員長から、2024年度Aセメスター「高校生と大学生のための金曜特別講座」について説明があった。

##### 5. 国際卓越研究大学の申請について

研究科長から報告があった。

##### 6. 令和6年度有形固定資産の実査について

増田建副研究科長から、資料(経B2号)に基づき報告があった。

##### 7. 研究費使用ハンドブック

増田建副研究科長から、資料(研B3号)に基づき報告があった。

##### 8. 令和6年度研究倫理セミナー

増田建副研究科長から、資料(研B4号)に基づき報告があった。

##### 9. バフワーン会長寄付建物におけるタスクフォースの設置について

増田建副研究科長から、6月20日(木)開催の拡大教授会における建物建設の承認が確認された後、タスクフォース設置の報告があった。

##### 10. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B5号)に基づき報告があった。

##### 11. その他

- ・柳澤実穂研究科長補佐から、ホームカミングデイについて説明があった。
- ・研究科長から、10月17日の拡大教授会・教授会について説明があった。
- ・研究科長から、役職者の交代等について、資料(総B5号)に基づき説明があった。

大塚修研究科長補佐から、9月退任の挨拶があった。

地域文化研究専攻金子亜美准教授から、9月1日付着任の挨拶があった。

生命環境科学系長谷部政治講師から、9月1日付着任の挨拶があった。

○ 審議事項

1. 東京大学とデリー大学との全学学術交流協定の更新について

井坂理穂教授から、資料（教B 2号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 東京大学大学院人文社会系研究科・大学院総合文化研究科とデリー大学文学部・社会科学部との部局間学生交流覚書の締結について

井坂理穂教授から、資料（教B 3号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

・市野川容孝教授から、元教授の訴訟に係る東京地方裁判所の判決について説明があった。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

講	師	提	案	2件
		報	告	1件
准	授	報	告	3件
教	授	報	告	8件

計 14件

以上

## 議題及び資料

01	学内外情勢  (資料1) 学内外情勢	総長
02	令和6(2024)年度理事等の分担  (資料2) 令和6(2024)年度理事等の分担	総長
03	障害者の雇用状況(2024年6月1日現在) <b>* 報告</b> (資料3) 3-1:障害者の雇用状況について(2024年6月1日現在)、3-2:部局別障害者の雇用状況について(2024年6月1日現在)(科所長限り)	林理事
04	2024年度ジェンダー・エクイティ研修の受講率(途中経過) <b>* 報告</b> (資料4) 4-1:2024年度ジェンダー・エクイティ研修の受講状況について(経過報告)、4-2:部局別受講割合(10月7日17時現在)	林理事
05	コンプライアンス・リーガルマネジメント教育の実施報告 <b>* 報告</b> (資料5) 本学の全教職員等を対象とするコンプライアンス・リーガルマネジメント教育の実施について(依頼)(学内教職員限り)	角田理事
06	全学ハラスメント防止研修2024の開催 <b>* 報告</b> (資料6) 6-1:全学ハラスメント防止研修2024について(依頼)、6-2:全学ハラスメント防止研修2024	浅見執行役
07	令和6(2024)年度「東大の研究室をのぞいてみよう!～多様な学生を東大に～」プログラムの実施 <b>* 報告</b> (資料7) 「東大の研究室をのぞいてみよう!～多様な学生を東大に～」プログラムの実施	津田理事
08	2024年度後期東京大学ニューヨークオフィス(UTokyoNY)イベント選定結果報告 <b>* 報告</b> (資料8) 2024年度・後期東京大学ニューヨークオフィス(UTokyoNY)イベント選定結果について	津田理事
09	東京大学事業化推進助成制度(東京大学GAPファンドプログラム)第16期公募 <b>* 報告</b> (資料9) 東京大学GAPファンドプログラム公募要領	染谷執行役
10	東京カレッジに招へいする海外研究者等の推薦 <b>* 報告</b> (資料10) 東京カレッジに招へいする海外研究者等の推薦について(依頼)	相原理事
11	その他  (1)2025年度東京大学学術成果刊行助成(東京大学而立賞)の募集  (資料11) 2025年度東京大学学術成果刊行助成(東京大学而立賞)の募集について(通知)	玄田副学長

2024年度東京大学9月入学者数等(PEAK)

2024年10月10日 現在  
教務課国際化推進T

入学者数等		
科類	合格者数 (条件付合格者を含む)	入学者数 (全員、進学選択対象外)
文科三類(PEAK)	31(33)	18(19)
理科二類(PEAK)	31(32)	14(12)
計	62(65)	32(31)

注1)()内は昨年度人数

奨学金受給者内訳									
奨学金名	国費 優先配置	東大 スカラーシップ	STEM菊池*	Subaru*	ローソン*	日本調剤*	学習奨励費 (R6.10-R7.3)	JAGAM (Japan Graduates Association of Malaysia)	合計
文科三類(PEAK)	2(1)	5(6)					3(5)	0(1)	10(13)
理科二類(PEAK)	2(1)	2(3)					3(1)	0(0)	7(5)
計	4(2)	7(9)					6(6)	0(1)	17(18)

注1)()内は昨年度人数

注2)\*は、今年度設定がないもの。

国籍内訳				
国籍	合格者数		入学者数	
日本	12	(17) ※1	8	(12)
中国	21	(17)	10	(6)
韓国	7	(10)	5	(7)
インド	0	(3)	0	(1)
マレーシア	0	(3)	0	(2)
台湾	2	(2)	0	(1)
イギリス	5	(3) ※2	2	0
ニュージーランド	0	(1)	0	0
フィリピン	1	(3)	1	0
アメリカ	6	(2) ※3	2	(1)
インドネシア	2	(1)	1	0
ドイツ	1	(1) ※4	1	0
ポーランド	0	(1)	0	(1)
ロシア	0	(1)	0	0
トルコ	1	0	0	0
スウェーデン	1	0 ※5	1	0
ベトナム	1	0	0	0
パキスタン	1	0	0	0
バングラディッシュ	1	0	1	0
その他	0	0	0	0
計	62	(65)	32	(31)

注1)()内は昨年度人数

注2)合格者数:願書の国籍欄の第一番目に記載された国籍でカウント。

注3)入学者数:日本の滞在資格に基づく国籍でカウント。(日本国籍を持つ学生は、日本。留学生は、ビザの取得根拠となっている国籍。)

※2024合格者についての留意事項

※1 日本とアイルランドの二重国籍者1人、日本とアメリカの二重国籍者2人を含む。

※2 イギリスとスロベニアの二重国籍者1人、イギリスと台湾の二重国籍者1人を含む。

※3 アメリカとカナダの二重国籍者1人、アメリカと日本の二重国籍者3人、アメリカと台湾の二重国籍者1人を含む。

※4 ドイツとイタリアの二重国籍者1人を含む。

※5 スウェーデンと韓国の二重国籍者1人を含む。

※多重国籍者については、出願情報の国籍記入欄の最初の欄に記入した国籍で、当該欄の内数として整理した。

教職員各位

教養学部長

## 駒場祭期間中及び前日の車両入構規制について

このことについて、駒場祭を円滑に運営するために、東京大学教養学部等構内交通規則第6項に基づき、下記のとおり臨時措置を実施いたしますので、各位のご協力をお願いします。

## 記

1. 2024年11月21日（木）から11月24日（日）までの期間は、駒場祭開催及び前日準備のため、駒場Iキャンパス構内への車両の入構は出来ません。公務上のやむを得ない理由により車両で入構する場合は、駒場祭委員会の発行する車両入構許可証が必要となりますので、許可証交付を希望する方は、10月31日（木）までに、以下のURLから「駒場祭車両入構パス」の申請をしてください。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdcArzi\\_5oks7HybL7nHR4GqyBKVvj0kmKR1KsybWnpNIfwJA/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdcArzi_5oks7HybL7nHR4GqyBKVvj0kmKR1KsybWnpNIfwJA/viewform?usp=sf_link)

車両入構許可証は、後日 pdf 形式で配付されるため各自で印刷し、入構する際に門にいる委員に提示するようお願いいたします。

2. 許可を受けた車両の入退構は、炊事門・北門（野球場門）のみとし、入構の際には必ず許可証を提示してください。
3. 自転車は入構の申請は必要ありませんが、構内は混雑しておりますので、正門前で下車した上で情報教育棟前の駐輪スペースに駐輪してください。
4. 上記期間中、入構の際に使用する門、構内での通行路及び駐車位置については、駒場祭委員会の誘導に従ってください。
5. 駒場祭前日の11月21日（木）においては、テントの設営等の準備作業が開始され、車両の退構が困難になる恐れがありますので、入構される際には十分ご注意ください。
6. 宅配便及び郵便局の車両の入構も規制対象となります。

（上記期間中は、宅配便及び郵便関係の利用は極力控えていただきますようお願いいたします。臨時に入構する必要が生じた場合は、坂下門（小扉）以外の門であれば対応可能ですが、入構制限の関係上、通常より時間を要しますので、予めご承知置き願います。）

## &lt;担当&gt;

教養学部等学生支援課学生支援チーム 内山・近藤・上田  
TEL:03-5454-6073/6074（内46073/46074）  
MAIL:shien-team.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

令和 6 (2024) 年 11 月 日

総 長 殿

経済学研究科長	古澤 泰治
工学系研究所長	加藤 泰浩
総合文化研究科長	真船 文隆
情報理工学系研究科長	中村 宏
公共政策学連携研究部長	川口 大司
未来ビジョン研究センター	福士 謙介
空間情報科学研究センター	関本 義秀

連携研究機構設置申請書

東京大学基本組織規則第21条の5第1項の規定に基づき、別紙のとおり連携研究機構の設置を申請致します。

記

連携研究機構の名称：不動産イノベーション研究センター

設置予定年月日：令和7(2025)年4月1日

記入にあたっては、連携研究機構制度FAQもご参照ください。

## 東京大学 連携研究機構 概要

1	設置予定年月日	令和 7(2025)年 4月 1日
2	連携部局名 ※連携部局全てについて記載 (全学組織を含む)	経済学研究科(主管部局)、工学系研究科、総合文化研究科、情報理工学系研究科、公共政策学連携研究部、未来ビジョン研究センター、空間情報科学研究センター
3	学外の連携機関・企業等	三井不動産株式会社、三菱地所株式会社、住友不動産株式会社、東急不動産ホールディングス株式会社、東京建物株式会社、野村不動産ホールディングス株式会社、森ビル株式会社、(一社)不動産流通経営協会、国土交通省、(一社)不動産協会、(一財)不動産適正取引推進機構、(一社)全国住宅産業協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会不動産総合研究所、(公社)全日本不動産協会全日みらい研究所
4	組織の名称 (英語名称)	不動産イノベーション研究センター (英語名称: Center for Real Estate Innovation)  * 組織名称をセンターとする理由: 本連携研究機構は外部民間企業との連携も多く、寄附企業からはセンターという名称をつけてほしいとの要望が強く寄せられたこと、また、対外的な活動を行ううえでも「センター」という名称を使ったほうが外部から活動実態が把握しやすいという声が強かったことから、この名称を採用した。第1期目(2020~2025)の本名称について、引き続き継続して採用する。
5	全体概要	分野横断的な学術研究を実施し、産官学が一体となって、既存の学問分野にとらわれない、不動産に関する新たな研究領域を切り拓くとともに、政府に対する政策提言等を通じて、研究成果を広く社会に還元し、戦略的な不動産政策の推進や不動産ビジネスの発展につながる研究を行っていく。 第1期(2020年度~2024年度)は、大都市の都市力・国際競争力向上に必要な制度改善に関わる研究、多様なサービスとの連携によるエリア価値増進モデルの研究、官民が保有する各種不動産データの集約・評価・分析研究、AI・IoTなど新技術の進展と不動産業のあり方に係る研究等を行ってきた。これら研究テーマにつき、査読・学会発表を前提とした24のワーキングペーパー、これら研究を補足する16のレポート、研究成果の発表・深化のための10のオープンゼミナー・シンポジウムを開催したほか、これらテーマに関する学内の13の研究プロジェクトを支援した。 第2期(2025年度~2029年度)は、これまでの研究成果の更なる深化・推進を図るもので、具体的には、不動産に関する制度的研究、不動産データの活用・分析、社会変革と不動産・まちづくりのあり方に関する研究等を行う。
6	設置目的	不動産は、国民生活や経済活動を支える「場」として、今後も、その普遍的な役割を果たしていくことが期待されている。一方で、AI・IoTなど新技術の進展によって、不動産が社会に対して果たす役割が高度化していくことも予想されている。また、少子高齢化・人口減少、グローバル化、働き方改革の進展や健康志向の高まりなど不動産を巡る社会経済情勢の急速な変化に伴い、不動産に対する社会ニーズも多様化する見込みである。さらに足下では、老朽ストックの更新、エリアマネジメントなどを通じた持続可能なまちづくりの推進、人口減少地域におけるエリア価値の向上など、不動産を核とした政策(不動産政策)の展開により打開を図るべき喫緊の課題も多数存在している。 これら構造変化を的確に把握し、社会のニーズに応える課題解決を行っていくうえでは、既存の学問領域を超えた構造変化先取り型、課題解決型の学術研究が不可欠である。また、喫緊の課題に対応し、的確な不動産政策を推進するためには、政策現場の知見と不動産業の実態を学術成果と融合させる必要もある。 このため、第1期(2020年度~2024年度)の研究成果等を踏まえて、不動産を中心とした分野横断的な学術研究を一層推進し、産学官の連携による不動産研究の深化・発展を図るため、本学の連携研究機構制度を活用して、不動産政策の推進に資する研究を行うための拠点(不動産イノベーション研究センター)を設置する。
7	連携研究機構の長 (氏名・所属・職名)	柳川範之・経済学研究科・教授
8	参画教員	別紙のとおり
9	組織・運営体制 (部局間等連携体制)  人事管理体制	関係部局のメンバー等により構成される運営委員会を設置し、同委員会において、センターの運営に関する事項について審議を行う。教員配置については運営委員会の議を経て決定し、選考採用および人事管理は各連携部局が責任を持つて行う。主要研究テーマについては、それを担当する若手教員を雇用する予定である。

10	組織・運営体制 (部局間等連携体制)  予算運用体制	概要説明	企業からの支援(計228百万円)および外部研究資金(計1百万円獲得見込み)等と繰越金(約31百万円)により賄う。						
		実施予定期間における 年度別予算運用計画  ※実施予定期間(直近5年)中における年度別予算運用計画を記載下さい。見込みで結構です。		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	計 (百万円)
			事業総額	52	52	52	52	52	260
			人件費	33	33	33	33	33	165
			事業実施費 ※研究に直接 関係する費用	6	6	6	6	6	30
運営費 ※事業実施費 以外の、連携 研究機構を運 営するための 費用(環境整備 費等)	13	13	13	13	13	65			
初年度予算詳細 ※上記初年度の事業総額 の財源内訳を記入してくだ さい。 ※必要に応じて行を追加 してください。	財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。						金額 (百万円)		
	寄附金							51.8	
	共同研究費							0.2	
	計							52	
11	設置予定期間及び 自己評価を行う時期	期間: 令和7(2025)年4月1日 ~ 令和12(2030)年3月31日 自己評価実施予定時期: 令和11(2029)年3月							
12	実施内容	<p>経済学研究科・工学系研究科・総合文化研究科・情報理工学系研究科・公共政策学連携研究部・未来ビジョン研究センター・空間情報科学研究センターが連携して、新たな学問分野の創造、東京大学の卓越性又は多様性の向上に資するよう、不動産に関連する分野横断的な学術研究を行う。</p> <p>第1期(2020~2024年度)は、大都市の都市力・国際競争力向上に必要な制度改善、多様なサービスとの連携によるエリア価値増進、各種不動産データの集約・評価・分析、AI・IoTなど新技術の進展と不動産業のあり方等に係る研究について、査読・学会発表を前提とした24のワーキングペーパー、16のレポート、10回のオープンセミナー・シンポジウムを開催したほか、これらテーマに関する学内の13の研究プロジェクトを支援した。これら研究については、その多くが経済、工学、法学等の分野横断的な研究であり、例えば、24のワーキングペーパーの過半が分野横断的な研究となっている。</p> <p>第2期(2025~2029年度)では、①不動産に関する制度的研究(不動産権利・ガバナンスや空き家・空き地再生等の経済学・公共政策学等の連携研究)、②不動産データ活用・分析(都市再生関する人流等の定量分析や、住宅ストックの老朽化・管理適正化、気候変動の影響・適応策、GX等に関する経済学・工学等の連携研究)、③社会変革と不動産・まちづくりのあり方(AI・IoTの新技術の発展等によるイノベーションやモビリティに関する経済学・工学・公共政策学の横断的アプローチ)など、新たな不動産政策やビジネス展開に資する研究の実施を想定している。</p> <p>これら連携研究を通じて、優れた若手人材の育成にも貢献するとともに、セミナーやシンポジウムの実施などにより研究成果を社会へ発信・還元する。</p>							
13	本学の基本方針との具体的関連性	<p>不動産イノベーション研究センターは、経済学研究科・工学系研究科・総合文化研究科・情報理工学系研究科・公共政策学連携研究部・未来ビジョン研究センター・空間情報科学研究センターが連携して、産学官連携のもと、日本初の不動産政策の推進に資する研究拠点(Perspective1 知をきわめる)として、不動産に関連する分野横断的な学術研究を推進し、卓越した学知の構築を図るものである。また、これら連携研究を通じて、優れた若手研究者の育成等に貢献する(Perspective2 人をはぐくむ)とともに、イノベーションに関する研究成果等を通じて、東京大学におけるスタートアップエコシステムの発展に寄与する(Perspective3 場をつくる)。</p>							

14	組織設置にあたり連携研究機構制度を活用する理由	①東京大学の公式な組織として活動を行う理由
		産学官連携のもと研究活動の充実を図るには、企業からの寄附や共同研究の形態による支援など学外の資金調達等を円滑に受けられる環境を整えておく必要があるところ、その認知度向上等を図る観点から、東京大学の公式な組織として活動を行うものである。
15	既存組織(※)との関連、相違点、役割分担 ※既存の部局センター、全学センター、総長室総括委員会下の機構等	②連携研究機構制度の活用が最適とした理由
		不動産に関する制度的な研究、官民が保有する各種不動産データの活用・分析研究、社会変革と不動産・まちづくりのあり方に係る研究など、本センターで取り扱う予定の研究テーマは、経済、工学、公共政策学等の一学問分野では完了せず、これらの学知を連携させて初めて可能となる分野である。このために、学内の複数部局が強く連携して研究体制を組む必要がある。 社会的な要請を踏まえた研究テーマを迅速かつ柔軟に選定し、研究活動を遂行していくためには、複数部局の発意に基づく自律的な取組を進めていくための組織体制として、連携研究機構制度の活用が最適であると考えている。
16	将来計画	研究成果を社会に還元(政府に対する政策提言等)するとともに、当該成果を踏まえた更なる研究の推進を図る。また、設置予定期間終了後も関係者の了解が得られれば、不動産イノベーションの日本におけるセンターとして発展的に改組していきたい。
17	部局教授会等承認年月日 ※連携部局全てについて記載	経済学研究科 令和6年 月 日 承認
		工学系研究科 令和6年 月 日 承認
		総合文化研究科 令和6年 月 日 承認
		情報理工学系研究科 令和6年 月 日 承認
		公共政策学連携研究部 令和6年 月 日 承認
		未来ビジョン研究センター 令和6年 月 日 承認
		空間情報科学研究センター 令和6年 月 日 承認
18	備考	

## 不動産イノベーション研究センター 参画教員一覧

(令和6(2024)年11月25日提出)

## 1. 連携研究機構の長(機構長変更時の提出にあたっては、変更後の機構長を記入)

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
経済学研究科	柳川 範之	教授	経済学研究科・経済専攻	

## 2. その他の参画教員(先頭に主管部局、その他の部局は官制順に記載)

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
経済学研究科	大橋 弘	教授	経済専攻	副学長
経済学研究科	尾山 大輔	教授	経済専攻	
経済学研究科	佐藤 泰裕	教授	経済専攻	
経済学研究科	林 正義	教授	経済専攻	
経済学研究科	古澤 泰治	教授	経済専攻	デジタルオブザーバトリ研究推進機構
経済学研究科	渡辺 努	教授	経済専攻	MEC-UTokyoLab
経済学研究科	相場 郁人	特任助教	経済専攻	デジタルオブザーバトリ研究推進機構

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
工学系研究科	羽藤 英二	教授	社会基盤学専攻	
工学系研究科	大月 敏雄	教授	建築学専攻	高齢社会総合研究機構副機構長
工学系研究科	前 真之	教授	建築学専攻	
工学系研究科	瀬田 史彦	准教授	都市工学専攻	
工学系研究科	樋野 公宏	准教授	都市工学専攻	
工学系研究科	中島 弘貴	特任講師	都市工学専攻	
工学系研究科	西 颯人	特任講師	都市工学専攻	
工学系研究科	坂本 慧介	助教	都市工学専攻	
工学系研究科	長谷川 大輔	特任助教	都市工学専攻	MEC-UTokyoLab
工学系研究科	和泉 潔	教授	システム創成学専攻	総長特任補佐
工学系研究科	大澤 幸生	教授	システム創成学専攻	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
総合文化研究科	梶田 真	教授	広域科学専攻	地域未来社会連携研究機構
総合文化研究科	横山 ゆりか	教授	広域科学専攻	高齢社会総合研究機構、地域未来社会連携研究機構

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
情報理工学系研	山崎 俊彦	教授	電子情報学専攻	インクルーシブ工学連携研究機構教授、同「価値交換工学」社会連携研究部門・特任教授、デジタル空間社会連携研究機構教授、次世代知能科学研究センター教授、発達保育実践政策学センター協力研究者、情報基盤センター データ科学専門委員会委員
情報理工学系研	森 純一郎	准教授	情報理工学教育研究センター	

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
公共政策学連携	小川 光	教授		経済学研究科・経済専攻
公共政策学連携	小椋 康裕	特任教授		

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
未来ビジョン研	城山 英明	教授		公共政策学連携研究部教授、法学政治学研究科
未来ビジョン研	菊池 康紀	教授		大学院工学研究科化学システム工学専攻、モビリティ・イノベーション連携研究機構、地域未来社会連携研究機構、未来戦略LCA連携研究機構
未来ビジョン研	齋藤 直紀	特任助教		

部局名	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
空間情報科学研	貞広 幸雄	教授		情報学環・空間情報科学 MEC-UTokyoLab
空間情報科学研	高橋 孝明	教授	空間社会経済研究部門	経済学研究科・経済専攻、 新領域創成科学研究科・社会文化環境学専攻、公共政策大学院
空間情報科学研	山田 育穂	教授	空間情報解析研究部門	新領域創成科学研究科・社会文化環境学専攻、MEC-UTokyoLab

**【記載上の注意】**

**1. 以下の条件を満たしているか、確認してください。**

①すべての連携部局から教員が参画している

②連携部局以外に所属する教員が記載されていない

※連携部局以外に所属する教員が個人的に連携研究機構の研究活動に協力・協働することを妨げるものではありません。

③教員以外の者が記入されていない

※教員：(特任)教授、(特任)准教授、(特任)講師、(特任)助教、助手

**2. 設置申請書の鑑文に部局長名が記載されていることを以って、本一覧に記載されている教員が連携研究機構に参画することが各部局において了解されているものとみなします。**

**【備考】**

・参画教員一覧の変更があった場合、当該変更があった年度の末日までに、参画教員一覧をご提出ください。

・「協力教員」については記載不要です。

# 連携研究機構「不動産イノベーション研究センター」(CREI)の設置(延長)について

## 背景・目的

- 少子高齢化、AI・IoTなど新技術の進展、グローバル化など、社会経済情勢等の急速な変化に伴い、不動産に対する社会ニーズも多様化。
- 不動産へのニーズの多様化に適確に対応した新たな不動産市場の形成や業態の育成・発展に資するよう、産学官の効果的な連携により不動産分野のイノベーションをリードすることが重要。

(第1期2020~2024年度、第2期 2025年度~5年間)

## 産学官連携による研究拠点として、「不動産イノベーション研究センター」を設置

### 当面の研究テーマ

#### I. 不動産に関する制度的研究

(研究例) 不動産権利・ガバナンスに関する研究  
空き家・空き地再生・粗放管理に関する研究 等

経済学・公共政策学等の連携

#### II. 不動産データ活用・分析

(研究例) 都市再生に関する人流等の定量分析  
住宅ストックの老朽化・管理適正化に関する研究  
気候変動の影響・適応策、GXに関する研究 等

経済学・工学等の連携

#### III. 社会変革と不動産・まちづくりのあり方

(研究例) イノベーションに関する研究  
モビリティに関する研究 等

経済学・工学・公共政策学等の連携

### 第1期(2020~2024年度)

大都市の都市力向上方策、エリア価値増進、不動産情報の集約化と評価分析方策、新技術の導入等とこれからの不動産業等をテーマに、産学官連携により研究を推進。

- ・ワーキングペーパー 24本
- ・レポート 16本
- ・オープンセミナー 10回
- ・13研究プロジェクト支援 等

### 連携部局

経済学研究科、工学系研究科、総合文化研究科、情報理工学系研究科、公共政策学連携研究部、未来ビジョン研究センター、空間情報科学研究センター

### 寄附企業等・共同研究機関・協力機関

#### ○ 寄附企業等

- ・住友不動産株式会社
- ・東急不動産株式会社
- ・東京建物株式会社
- ・野村不動産株式会社
- ・三井不動産株式会社
- ・三菱地所株式会社
- ・森ビル株式会社
- ・(一社)不動産流通経営協会

#### ○ 協力機関

- ・国土交通省
- ・(一社)不動産協会
- ・(一財)不動産適正取引推進機構

#### ○ 共同研究機関

- ・(一社)全国住宅産業協会
- ・(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 不動産総合研究所
- ・(公社)全日本不動産協会 全日みらい研究所

( 年 月 日 承認時点) (社会連携講座等様式)

【新規】

東京大学大学院総合文化研究科「AI 相利共生未来社会講座」社会連携講座の概要

1. 設置年月日 (設置期間)	2024年11月1日 (2024年11月1日 ~ 2027年10月31日 3年間)						
2. 部局名	東京大学大学院総合文化研究科						
3. 社会連携講座等の名称	(和文) AI 相利共生未来社会講座 (英文) AI Symbiotic Future Society Program						
4. 連携機関名	Google 合同会社						
5. 連携機関の概要	(1) 設立年月日 2015年10月2日 (2) 資本金 76,534,000,000 USD (2023年12月31日現在) (3) 収 益 73,795,000,000 USD (2023年 通期) (4) 従業員数 182,502 人 (2023年12月31日現在) (5) 事業の内容 (概略) Google の使命は、世界中の情報を整理し、世界中の人々がアクセスできて使えるようにすることです。Google はこの使命に基づいて検索、マップ、Gmail などの Google サービスを提供しています。						
6. 社会連携講座等経費額	総額 143,000,000 円 (2024/9 の TTB レート 143 円で計算) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>うち基礎的経費</td> <td>108,730,770 円</td> </tr> <tr> <td>研究支援経費</td> <td>32,619,230 円</td> </tr> <tr> <td>研究料</td> <td>1,650,000 円</td> </tr> </table>	うち基礎的経費	108,730,770 円	研究支援経費	32,619,230 円	研究料	1,650,000 円
うち基礎的経費	108,730,770 円						
研究支援経費	32,619,230 円						
研究料	1,650,000 円						
7. 支払方法及び時期	2024年11月 143,000,000 円 (2024/9 の TTB レート 143 円で計算)						
8. 担当教員	特任准教授 (兼務) 大関 洋平 特任助教 (予定) 1名選考中						
9. 研究及び教育目的	東京大学と Google は、「AI 相利共生未来社会」(AI symbiotic future society) を実現するため、これまで第一期 (2020-2022)・第二期 (2022-2024) パートナーシップを締結しています。今回、2024年9月27日付で締結した第三期 (2024-2027) パートナーシップの一環として、社会連携講座「AI 相利共生未来社会講座」(AI Symbiotic Future Society Program) を設置します。本社会連携講座では、東京大学と Google の AI 研究者による共同研究を実施する新しいプラットフォームを構築・運用することを目的とします。また、Google の AI 教育コンテンツを通して次世代 AI 人材を育成すると同時に、スタートアップと産学連携し AI 技術の社会実装を加速させます。						
10. 研究及び教育内容・研究課題等	以下の重点領域を中心に研究・教育を進めます。具体的には、東京大学と Google の AI 研究者による共同研究を促進するシステム (UTokyo AI Catalyst) を、大規模言語モデルを活用して構築・運用します。また、数理・情報教育研究センターと連携して、Google の AI 教育コンテンツ (AI Essentials、Gemini Academy 等) を学内外に展開します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然言語処理 (natural language processing)</li> <li>● 医療 (health)</li> <li>● 教育 (education)</li> </ul>						
11. 期待される成果	東京大学と Google は、AI 技術の社会実装を加速させ、人間と AI が相利共生する「AI 相利共生未来社会」の実現を目指します。						
12. 備 考	年 月 日 承認 ( )						

東京大学総合文化研究科自然科学図書室規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：駒場図書館、大学院総合文化研究科図書館関係の規則に合わせ、図書室利用に係る内容を「東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室利用規則」に移行、整理するなど、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第 1 3 条第 <u>1</u> 項の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室（以下「自然科学図書室」という。）の組織、<u>運営及び利用</u>に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 自然科学図書室の運営に関する重要事項を審議するため、自然科学図書室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p><u>2</u> 運営委員長の選出<u>及び</u>運営委員会の組織及び運営については、別に定める。</p> <p><u>3</u> 運営委員長は、自然科学図書室の管理及び運営を総括する。</p> <p><u>(図書室資料)</u></p> <p>第 4 条 <u>自然科学図書室に、第 2 条に定める任務を達成するため、図書、雑誌、視聴覚資料その他必要な図書室資料を備える。</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第 1 3 条第 <u>2</u> 項の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室（以下「自然科学図書室」という。）の組織<u>及び</u>運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 3 条 自然科学図書室の運営に関する重要事項を審議するため、<u>東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室運営委員会</u>（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p><u>2</u> <u>運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。</u></p> <p><u>3</u> 委員長の選出<u>並びに</u>運営委員会の組織及び運営については、別に定める。</p> <p><u>4</u> 委員長は、自然科学図書室の管理及び運営を総括する。</p> <p>第 4 条 削除</p>

現 行	改 正
<p>(施設) 第5条 自然科学図書室に次の施設及び設備を置く。 (略) (利用) 第6条 自然科学図書室は、次の閉室日を除き、開室するものとする。 <u>(1) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日</u> <u>(2) 年末年始</u> <u>(3) 土曜日、日曜日</u> <u>(4) 運営委員会が必要と認めた日</u></p> <p>第7条 自然科学図書室の利用者は、次に掲げるものとする。 (1) <u>東京大学（以下本学という）の教職員、学生、<u>院生</u>、<u>研究生</u>、<u>聴講生</u>、<u>研究員</u>及び名誉教授</u> (2) <u>広域科学専攻の研究室にて、研究・事務の補助を行うことが<u>広域科学</u>専攻で認められた者</u> (3) 本学の元教職員 (4) 本学の卒業生及び修了者 (5) 他大学の教職員及び学生 (6) 図書室資料の利用を申し出た学外者 <u>(開室時間)</u></p> <p>第8条 <u>自然科学図書室の開室時間は、9時15分から17時15分までとする。</u></p> <p>2 <u>運営委員会は、特に必要と認めたときは、前項の開館時間を変更</u></p>	<p>(施設) 第4条 自然科学図書室に次の施設及び設備を置く。 (略) (利用) 第5条 <u>自然科学図書室の開室日、利用方法等については、別に利用規則で定める。</u></p> <p>第6条 自然科学図書室の利用者は、次に掲げるものとする。 (1) 本学の教職員、学生、研究生、聴講生及び名誉教授  (2) <u>広域科学専攻の研究室にて、研究・事務の補助を行うことが<u>同</u>専攻で認められた者</u> (3) 本学の元教職員 (4) 本学の卒業生及び修了者 (5) 他大学の教職員及び学生 (6) <u>前各号に掲げた者のほか図書室資料の利用を申し出た学外者</u></p> <p>第8条 削除</p>

現 行	改 正
<p><u>することができる。</u></p> <p><u>(室内閲覧)</u></p> <p><u>第9条 利用者は、自然科学図書室の図書その他の資料(以下「図書室資料」という。)を室内で閲覧することができる。ただし、図書室資料のうち、貴重図書については、所定の場所で閲覧しなければならない。</u></p> <p><u>(資料の利用の制限)</u></p> <p><u>第10条 次の各号に定める場合には、資料の利用を制限することができる。</u></p> <p><u>(1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号、2号及び第4号イに掲げる情報(個人の情報に関わる部分等)が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分。</u></p> <p><u>(2) 図書室資料の全部又は一部を、一定の期間、公にしないことを条件に個人又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間。</u></p> <p><u>(3) 図書室資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれのある場合。</u></p> <p><u>(4) 試験期間中、及び、修士論文・博士論文等の提出期日直前において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれのある場合。</u></p>	<p><u>第9条 削除</u></p> <p><u>第10条 削除</u></p>

現 行	改 正
<p><u>(複写・撮影)</u></p> <p><u>第11条 自然科学図書室の図書室資料の複写又は撮影を希望する者は所定の手続により申し込まなければならない。</u></p> <p><u>(参考調査)</u></p> <p><u>第12条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書室資料の調査について、自然科学図書室に依頼することができる。</u></p> <p><u>(相互利用)</u></p> <p><u>第13条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、自然科学図書室以外の図書館等が所蔵する図書館資料の利用を自然科学図書室に依頼することができる。</u></p> <p><u>2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担しなければならない。</u></p> <p><u>第14条 自然科学図書室は、自然科学図書室以外の図書館等から、自然科学図書室の図書館資料の貸出又は複写の申込みがあつた場合は、自然科学図書室の利用に支障のない限りこれに応じるものとする。</u></p> <p><u>(利用停止)</u></p> <p><u>第15条 運営委員会は、この規則に違反し、又は自然科学図書室職員の指示に従わない者に対して、自然科学図書室の利用を停止し、又は退室を命ずることができる。</u></p>	<p><u>第11条 削除</u></p> <p><u>第12条 削除</u></p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p><u>第14条 削除</u></p> <p><u>(利用停止) 削除</u></p> <p><u>第7条 自然科学図書室の利用者は、利用規則に従わなければならない。</u></p> <p><u>2 運営委員会は、前項の規則に違反し、又は自然科学図書室職員の指示に従わない者に対して、自然科学図書室の利用を停止し、又は退室を命ずることができる。</u></p>

現 行	改 正
<p><u>(賠償責任)</u></p> <p><u>第16条</u> 利用者は、利用中の自然科学図書室の図書室資料又は設備・備品等を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第17条</u> 図書室資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。</p> <p><u>第18条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、<u>運営委員会</u>が別に<u>利用規則</u>で定める。</p>	<p><u>第16条</u> 削除</p> <p>(補則)</p> <p><u>第17条</u> 削除</p> <p><u>第8条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

## 東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室規則（案）

東京大学大学院総合文化研究科・  
教養学部教授会

制定 平成16年3月18日

改正 令和6年 月 日

### （目的）

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第13条第2項の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室（以下「自然科学図書室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （任務）

第2条 自然科学図書室は、東京大学大学院総合文化研究科（以下「総合文化研究科」という。）における研究及び教育に資するため、図書その他の資料（以下「図書室資料」という。）を収集し、その有効な利用を図るとともに、これに必要な施設及び設備を維持し、運営することを任務とする。

### （運営委員会）

第3条 自然科学図書室の運営に関する重要事項を審議するため、東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長の選出並びに運営委員会の組織及び運営については、別に定める。
- 4 委員長は、自然科学図書室の管理及び運営を総括する。

### （施設）

第4条 自然科学図書室に次の施設及び設備を置く。

- (1) 閲覧室
  - (2) 書庫
  - (3) 複写設備
  - (4) 前各号に掲げたもののほか、自然科学図書室の任務を達成するために必要な施設及び設備
- 2 前項の施設又は設備の運用については、別に定める。

### （利用）

第5条 自然科学図書室の開室日、利用方法等については、別に利用規則で定める。

第6条 自然科学図書室の利用者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の教職員、学生、研究生、聴講生及び名誉教授
- (2) 広域科学専攻の研究室にて、研究・事務の補助を行うことが同専攻で認められた者
- (3) 本学の元教職員
- (4) 本学の卒業生及び修了者
- (5) 他大学の教職員及び学生
- (6) 前各号に掲げたもののほか図書室資料の利用を申し出た学外者

第7条 自然科学図書室の利用者は、利用規則に従わなければならない。

- 2 運営委員会は、前項の規則に違反し、又は自然科学図書室職員の指示に従わない者に対して、自然科学図書室の利用を停止し、又は退室を命ずることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年 月 日から施行する。

東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室利用規則（案）

東京大学大学院総合文化研究科  
自然科学図書室運営委員会  
制定 平成16年3月18日  
改正 令和6年 月 日

（目的）

第1条 この規則は、東京大学総合文化研究科自然科学図書室規則（以下「図書室規則」という。）第5条の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室（以下「自然科学図書室」という。）の利用について、同規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（開室日）

第2条 自然科学図書室は、次の閉室日を除き、開室するものとする。

- (1) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (2) 年末年始
- (3) 土曜日、日曜日
- (4) 東京大学大学院総合文化研究科自然科学図書室運営委員会（以下「運営委員会」という。）が必要と認めた日

（開室時間）

第3条 自然科学図書室の開室時間は、10時から17時までとする。

2 運営委員会は、特に必要と認めたときは、前項の開館時間を変更することができる。

（室内閲覧）

第4条 利用者は、自然科学図書室に備えられた図書その他の資料（以下「図書室資料」という。）を室内で閲覧することができる。ただし、貴重図書については、本室職員の出納により、所定の場所において閲覧しなければならない。

2 図書室規則第6条第1号に定める利用者のうち広域科学専攻に所属する者、学際科学科、統合自然科学科に在籍する学生及び同規則第6条第2号に定める利用者は、開室時間外であっても、図書室資料を室内で閲覧することができる。

3 前項の運用の詳細については、別途定める。

（図書室資料の利用の制限）

第5条 次の各号に定める場合には、資料の利用を制限することができる。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第

5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人の情報に関わる部分等）が記録されていると認められる図書室資料における、当該情報が記録されている部分。

- (2) 図書室資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していないもの
- (3) 図書室資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれのある場合。
- (4) 試験期間中、及び、修士論文・博士論文等の提出期日直前において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれのある場合。

（室外貸出）

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる利用者に、図書室資料の室外貸出を許可することができる。

- (1) 図書室規則第6条第1号及び第2号に定める利用者
- (2) 運営委員会の許可を得た者
- (3) 東京大学駒場図書館長の許可による利用証の発行を受けた者

2 次の各号に定める資料は、室外貸出を行わない。

- (1) 学術雑誌
- (2) 貴重図書
- (3) その他特に指定した図書室資料

3 図書室資料の室外貸出は5冊を上限とし、2週間までとする。

4 前項により借り受けた図書室資料は、貸出期間内に予約のない場合に限りその期間を更新することができる。ただし、更新回数は3回までとする。

5 第1項に定める利用者は第2項第1号に定める学術雑誌のうち、製本されたもの、あるいは、受入後30日経過した未製本雑誌に限り、5冊を上限とし、翌開室日まで室外貸出を受けることができる。

第7条 運営委員会は、特に必要と認めたときは、利用者に対して貸出中の図書室資料の返却を求めることができる。

（転貸禁止）

第8条 利用者は、室外貸出を受けた図書室資料を他の人に転貸してはならない。

（複写・撮影）

第9条 図書室資料の複写又は撮影を希望する者は所定の手続により申し込まなければならない。

(参考調査)

第10条 第6条第1号及び第2号に定める利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書室資料の調査について、自然科学図書室に依頼することができる。

(相互利用)

第11条 自然科学図書室をホームライブラリーとする利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、自然科学図書室以外の図書館等が所蔵する資料の利用について、自然科学図書室に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担しなければならない。

第12条 自然科学図書室は、他の図書館等から、図書室資料の貸出又は複写の申込があった場合は、自然科学図書室の利用に支障のない限りこれに応じるものとする。

(利用停止)

第13条 運営委員会は、図書室規則第7条第2項に定めるもののほか、次の行為をした者に対して、図書室資料及び施設の利用を停止することができる。

- (1) 図書室資料を切り抜くなど、故意に損傷を与えた者
- (2) 図書室資料を無断で持ち出した者
- (3) 他の利用者に対して著しい妨害行為をした者
- (4) 利用資格のない者を故意に入室させた者
- (5) 閲覧室及び書庫内において飲食をした者
- (6) その他、自然科学図書室の利用者としてふさわしくない行為をした者

(賠償責任)

第14条 利用者は、図書室資料又は設備・備品等を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第15条 運営委員長は、自然科学図書室の図書室資料のうち公文書等の管理に関する法律第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書室資料を所蔵する場合は、当該図書室資料について、東京大学の個人情報等に関する取扱規則（東大規則第333号）に準じ、必要な措置を講じる。

(雑則)

第16条 図書室資料を利用者の閲覧に供するため、図書室資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年 月 日から施行する。